

○大府市 6 次産業化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、多様な事業者等の連携の下で、農山村が有する地域資源の価値を向上させ、消費者等に提供していく 6 次産業化を推進するため、食料産業・6 次産業化交付金実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 食産第 5353 号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、食料産業・6 次産業化交付金交付要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 食産第 5355 号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び 6 次産業化支援事業補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 26 食推第 28 号愛知県農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。）に基づいて、農業者又は農業者の組織する団体等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する大府市 6 次産業化支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、国実施要綱、国交付要綱、県交付要綱及び大府市補助金等交付規則（昭和 46 年大府市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象及び補助率)

第 2 条 前条の事業は、別表第 1 に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、その実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の種類、補助対象経費、事業実施主体及び補助率は、別表第 1 のとおりとする。

(経費の流用の禁止)

第 3 条 別表第 1 に規定する補助金の種類の間における補助対象経費については、相互に流用してはならない。

(申請手続)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、大府市 6 次産業化支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に国実施要綱第 5 の 1 に定める事業実施計画のほか、6 次産業化施設整備事業実施計画書（実績報告書）（第 2 号様式。別表第 1 に掲げる 6 次産業化施設整備事業の場合に限る。）、収支予算書（収支精算書）（第 3 号様式）、事業実施主体における納税対応状況表（第 4 号様式）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(申請の取下げ)

第 5 条 前条の規定により補助金の交付の申請をした者は、補助金交付決定通知を受けた

場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に、補助金の交付申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げは、取下げをする旨を記した書面を市長に提出することによって行わなければならない。

(計画変更の承認)

第6条 補助金交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ大府市6次産業化支援事業補助金変更承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表第1の承認を要する変更欄に掲げる変更以外の変更で、補助金額の変更をきたさない次に掲げる変更については、この限りでない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的又は効率的使用に資するものであり、かつ、補助の目的の達成に支障がないと認められるもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない範囲を限度とすること。

(2) 補助の目的達成のための弾力的運用に伴う事業の内容の変更

(3) 補助の目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は、条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。

(入札結果報告・着手及びしゅん功の報告)

第8条 補助事業者は、別表第1に掲げる6次産業化施設整備事業において、補助事業の入札が終了したときは、速やかに大府市6次産業化支援事業補助金の6次産業化施設整備事業に関する入札結果報告・着手届(第6号様式)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、工事が完了したときは、速やかに大府市6次産業化支援事業補助金の6次産業化施設整備事業に関するしゅん功届(第7号様式)を作成し、市長に提出しなければならない。

(事業遅延の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(遂行状況の報告)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、大府市6次産業化支援事業補助金遂行状況報告書(第8号様式)を作成し、翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、大府市6次産業化支援事業補助金実績報告書(第9号様式)に、国実施要

綱第5の1に定める事業実施計画のほか、6次産業化施設整備事業実施計画書（実績報告書）（別表第1に掲げる6次産業化施設整備事業の場合に限る。）、収支予算書（収支精算書）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出する前において、同項ただし書の規定に該当した当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、第6条第1項の規定に基づき変更承認を受けなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を大府市6次産業化支援事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額等報告書（第10号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、規則第11条第1項の規定に基づき、補助金の額を確定したときは、その旨を大府市6次産業化支援事業補助金額確定通知書（第11号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、補助事業の完了後、補助金を交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、大府市6次産業化支援事業補助金請求書（第12号様式）により補助金の交付請求をするものとする。

（財産の処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具

2 市長は、補助事業者が処分制限期間中において、取得した財産等を市長の承認を受けて処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（単価50万円以上の財産）で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（第13号様式）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(財産の管理)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(書類の提出)

第16条 この要綱に基づき市長に提出する書類は、各2部とする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

事業名	補助金の種類	補助対象経費	事業実施主体	補助率	承認を要する変更
6次産業化の推進支援事業	6次産業化の推進支援事業補助金	国実施要綱別記2第1に定める交付対象経費	国実施要綱別記2第2に定める者（市町村及び市町村協議会を除く。）	(1) 国実施要綱別記2第1の2の事業については定額（事業費の1/2以内） (2) 国実施要綱別記2第1の1から5までの事業（第1の2の事業を除く。）については定額（事業費の1/3以内（ただし、本市が定める6次産業化推進戦略に基づいて行われる取組として本市が認めるものにあつては、事業費の1/2以内））とし、国実施要綱別記2第1の4の施設給食における導入実証の取組にあつては、1食当たり40円を事業費の上限とする。	国交付要綱別表重要な変更欄に掲げる変更
6次産業化施設整備事業	6次産業化施設整備事業補助金	国実施要綱別記8-1第1及び第2に定める交付対象経費	国実施要綱別記8-1第3に定める者	定額（事業費の3/10以内（ただし、国実施要綱別記8-1第3の3の(1)のただし書きに該当する場合は1/2以内）） ただし、事業実施主体に交付する補助金の額は別表第2に定める方法により算出された額	国交付要綱別表重要な変更欄に掲げる変更

別表第2

<p>別表第1「6次産業化施設整備事業補助金」補助率欄において別に定める方法</p> <p>次の1及び2によって事業実施主体に交付する補助金の額を定める方法とする。</p> <p>1 次の①から③までに掲げる額のうち最も低い額の範囲内</p> <p>① 補助対象経費に補助率を乗じて得た額</p> <p>② 補助対象経費に充てるために貸付等を行う国実施要綱別記8-1第3の2の資金の額</p> <p>③ 補助対象経費から②の額及び地方公共団体等による助成金の額を控除して得た額</p> <p>2 「1」に定める方法により算出された補助金の額が1億円を超えるときは、当該額にかかわらず1億円以内とする。ただし、国実施要綱別記8-1第3の3の(3)のただし書きに該当する場合は2億円の範囲内で上乗せすることができる。</p>
--

第1号様式（第4条関係）

大府市6次産業化支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

年度において、下記の事業を別紙計画書のとおり実施したいので、大府市6次産業化支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき補助金 円を交付してください。

記

事業名

「添付書類」

- 1 実施計画書（該当する事業のもの）
 - (1) 6次産業化の推進支援事業・・・国実施要綱 別紙様式第2号
 - (2) 6次産業化施設整備事業・・・第2号様式、国実施要綱 別紙様式第8号
- 2 収支予算書（第3号様式）
- 3 事業実施主体における納税対応状況表（第4号様式）
- 4 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条、第11条関係）

6次産業化施設整備事業実施計画書（実績報告書）

1 事業の目的

2 事業の効果

3 事業実施主体

事業実施主体名	代表者職氏名	構成員数
		人

4 事業の内容及び計画（又は実績）

機 械	No	機械名	処理能力・規格	設置 台数	総事業費（円）	補助対象事業費 （円）	負 担 区 分（円）				貸付の明細			竣工（予定） 年 月 日	備 考
							県 費	市町村費	その他 助成金	自己資金 うち貸付金	貸付機関名	貸付 時期	償還 年数		
合 計															

(注)

- 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」）を記入すること。
また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式1を作成し、添付すること。
交付決定前に着手した場合には、着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記入すること。
- 複数の機械・施設を導入する場合は、欄を追加し記入すること。

5 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

6 添付書類

(1) 設計書(出来高設計書)

(注)耕種又は施設区分を明確にすること。

(2) 機械の管理運営に関する規程

第3号様式（第4条、第11条関係）

収 支 予 算 書
(収 支 精 算 書)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 区分の欄は、県費補助金、市町村補助金、分担金、負担金などに分けて記入のこと。

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 1 区分の欄は、事業を複数実施する場合は、事業ごとに分けて記入のこと。
2 備考欄には、区分ごとに減額した仕入れに係る消費税等相当額を記入すること。

第4号様式（第4条関係）

事業実施主体における納税対応状況表

事業実施主体名

納税対応（予定）	補助金に係る課税仕入の税額控除	該 当 欄
1 課税売上なし	税額控除なし	
2 免税事業者	税額控除なし	
3 納税義務者		
（1）簡易課税制度採用者	税額控除なし	
（2）特定収入割合5%超（公益法人等）	税額控除なし	
（3）一般事業者 かつ 特定収入割合5%以下（公益法人等）		
① 課税売上高が5億円超 又は 課税売上割合95%未満		
イ 一括比例配分方式	課税売上割合相当額控除	
ロ 個別対応方式		
a 共通用	課税売上割合相当額控除	
b 課税売上用	全額控除	
② 課税売上高が5億円以下 又は 課税売上割合95%以上	全額控除	

- (注) 1 補助金交付申請に当たって、事業実施主体の納税対応状況について該当する欄に○印を記入すること。
- 2 公益法人等とは、国、地方公共団体に準ずる法人としての公団、公庫、事業団、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、商工会、共済組合等と人格のない社団等
- 3 特定収入とは、税金、補助金、会費、寄付金等の対価性のない収入

第5号様式（第6条関係）

大府市6次産業化支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので大府市6次産業化支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき承認されたく申請します。

（また、補助金 円の追加交付（減額）を併せて申請します。）

なお、その他については補助金交付申請書記載のとおりです。

記

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容

（注）1 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式等によって変更後の欄を設け、変更前、変更後が対比できるように作成すること。

2 （ ）内は交付決定した補助金に変更がある場合のみ記載する。

第6号様式（第8条関係）

大府市6次産業化支援事業補助金の6次産業化施設整備事業に関する入札結果報告・着手届

年 月 日

大府市長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着手を届け出ます。

記

工事等の契約名		
施工方法	直営施工・請負施工・委託施工・代行施工	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約	
入札執行年月日	年 月 日	
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名		
契約価格（税込）	円	
契約年月日	年 月 日	
着手住所		
工事開始年月日	年 月 日	
完了予定年月日		
工事監理者		
入札結果等の公表方法		
備考	年 月 日付け 第 号 交付決定通知	

- (注) 1 「施工方法」欄は、該当するものを○で囲むこととします。
2 「施工業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲むこととします。
3 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入することとします。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入することとします。

- 4 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入することとします（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とします。）。
- 5 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入することとします。
- 6 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入することとします。
- 7 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法を記入してください。
- 8 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は「年 月 日 第 号交付決定前着手届」と記入することとします。
- 9 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理することとします。

第7号様式（第8条関係）

大府市6次産業化支援事業補助金の6次産業化施設整備事業に関するしゅん功届

年 月 日

大府市長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

このことについて、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

工事等の契約名	
施設機械等名	
事業費	円
着手住所	
着手年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
検査年月日 (又は予定日)	
引き渡し年月日 (又は予定日)	
契約業者名	
現場代理人名	
工事監理者名	

- (注) 1 「事業費」欄は、交付対象事業費とします。
2 請負人等からの完了届の写しを添付することとします。
3 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理することとします。
なお、完了年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出することとします。

第8号様式（第10条関係）

大府市6次産業化支援事業補助金遂行状況報告書

年 月 日

大府市長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった下記事業について、大府市6次産業化支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

事業名

事業実施主体	総事業費 (円)	月 日までに完了 したもの		月 日以降に実施す るもの		備考
		事業費 (円)	出来高 比率(%)	事業費 (円)	事業完了予定 年月日	

第9号様式（第11条関係）

大府市6次産業化支援事業補助金実績報告書

年 月 日

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった下記事業については、別紙実績報告書のとおり実施しましたので、大府市6次産業化支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき報告します。

記

事業名

「添付書類」

1 実績報告書

(1) 6次産業化の推進支援事業・・・国実施要綱 別紙様式第2号

(2) 6次産業化施設整備事業・・・第2号様式、国実施要綱 別紙様式第8号

※様式中「実施計画」を「実績報告」に変更の上、実績等を記載して作成すること。また、適宜様式中の「計画」を「実績」にする等の変更をすること。

2 収支精算書（第3号様式）

※適宜様式中の「予算」を「精算」にする等の変更をすること。

3 6次産業化施設整備事業補助金にあつては、資金の貸付機関が発行する融資証明書、その他融資が確実に行われていることを証明する書類、出来高設計書及び財産管理台帳の写し

4 契約に係る指名停止に関する申立書（該当する場合）

5 その他市長が必要と認める書類

(注) 実績報告書について、実施計画書と変更の生じた場合にあつては、実績欄が特に無い場合には、変更部分について当初計画を上段に（ ）書きとして2段で記載する。

第10号様式（第11条関係）

大府市6次産業化支援事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額等報告書

年 月 日

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、大府市6次産業化支援事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）第11条第1項の規定に基づく補助金の確定額

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

（注）記載内容の確認のため、事業実施主体別の内訳資料及び以下の資料を添付すること。なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を事業実施主体ごとに記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること

と。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）

・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

第11号様式（第12条関係）

大府市6次産業化支援事業補助金額確定通知書

年 月 日

様

大府市長

印

年 月 日付けの実績報告については、交付決定の内容及びその条件に適合していますので、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）第11条第1項の規定によって、下記のとおり額を確定します。

記

補助金確定額

金

円

第12号様式（第13条関係）

大府市6次産業化支援事業補助金請求書

年 月 日

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

下記の金額を交付してください。

記

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大府市6次産業化支援事業補助金

(なお、概算払を受けた経費について、下記のとおり精算します。)

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	備 考
円	円	円	円	概算払 精算払

- (注) 1 備考欄については、該当する請求の種類を囲む。
2 概算払請求の場合には、出来高等を記した書類を添付すること。
3 () 内は、概算払を受けた後の精算払の場合のみ記載する。

